**業務委託契約書（準委任型）**

委託者 ●●株式会社（以下「甲」という。）と、受託者 ●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して業務を委託し、乙がこれを受託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は、乙に対し、甲が必要とする業務（以下「本業務」という。）を準委任の形式により委託し、乙はこれを受託して遂行することを目的とする。

**第2条（定義）**
１　本契約における「本業務」とは、別紙業務内容記載書に定める業務をいう。
２　本契約における「成果物」とは、本業務遂行過程において乙が作成し、甲に引き渡す文書、報告、プログラム、データその他一切の有形・無形の成果をいう。
３　本契約における「秘密情報」とは、当事者が相手方に開示した営業上、技術上その他業務上の情報であって、秘密である旨を明示したものをいう。

**第3条（業務の範囲と遂行）**
１　乙は、甲の指示に従い、本業務を善良な管理者の注意をもって遂行する。
２　乙は、自己の裁量に基づき最善の方法を選択し、本業務を遂行できる。ただし、甲が別途指示する場合はこれに従う。
３　乙は、本業務遂行の進捗状況を適宜甲に報告しなければならない。

**第4条（再委託）**
１　乙は、甲の書面による承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託できる。
２　前項の場合、乙は当該第三者に対し、本契約と同等の義務を課すものとし、その履行について責任を負う。

**第5条（報酬及び支払条件）**
１　甲は、乙に対し、本業務の遂行に対する報酬として、別紙報酬条件に基づき支払う。
２　報酬は、乙が請求書を発行した日の属する月の翌月末日までに、乙指定の銀行口座に振込送金する方法により支払う。
３　振込手数料は甲の負担とする。

**第6条（費用負担）**
１　本業務遂行に必要な通常の経費は報酬に含まれる。
２　特別の経費が必要となる場合は、事前に甲乙協議のうえ、甲の承諾を得て甲の負担とする。

**第7条（知的財産権の取扱い）**
１　本業務遂行過程で乙が創作した成果物に係る著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。ただし、乙が従前から保有するノウハウ、技術等は乙に帰属する。
２　乙は、甲に成果物を利用するため必要な範囲で非独占的かつ無償の使用権を許諾する。
３　知的財産権の帰属について争いが生じた場合、甲乙は誠意をもって協議する。

**第8条（秘密保持）**
１　甲及び乙は、本契約及び本業務に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。
２　本条の義務は、本契約終了後も5年間存続する。

**第9条（成果物の引渡しと検収）**
１　乙は、本業務遂行により成果物が生じた場合、甲に引渡すものとする。
２　甲は、引渡しを受けた成果物について、受領後10営業日以内に検収を行い、適否を通知する。
３　甲が期間内に通知を行わない場合、当該成果物は検収済みとみなす。

**第10条（契約期間）**
１　本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。
２　期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間更新される。

**第11条（解除）**
１　甲又は乙は、相手方に次の事由が発生した場合、催告なく本契約を解除できる。
(1) 契約条項に違反し、相当期間を定めて是正を求めても是正されないとき
(2) 支払停止、差押、破産、民事再生等の申立があったとき
(3) その他重大な信用不安が生じたとき
２　解除により甲乙に損害が生じた場合、違反当事者は相手方に対し賠償責任を負う。

**第12条（損害賠償）**
甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害に限り賠償責任を負う。

**第13条（不可抗力）**
地震、火災、洪水、戦争、ストライキその他不可抗力により本契約を履行できない場合、当該当事者はその責任を免れる。ただし、可能な限り速やかに相手方に通知するものとする。

**第14条（存続条項）**
第7条（知的財産権）、第8条（秘密保持）、第11条（解除）、第12条（損害賠償）、第15条（合意管轄）は、本契約終了後も有効に存続する。

**第15条（合意管轄）**
本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第16条（協議事項）**
本契約に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決を図る。

以上、本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
住所：
代表者：

乙：●●株式会社
住所：
代表者：